

国際日本文化研究センター機関拠点型基幹研究プロジェクト外部評価委員会設置要項

平成29年12月7日制定
(平成29年12月7日センター会議 承認)

(趣旨)

第1条 この要項は、機関拠点型基幹研究プロジェクト「大衆文化の通時的・国際的研究による新しい日本像の創出」(以下「大衆文化研究PJ」という。)基本計画(平成28年3月28日人間文化研究機構)第6項に基づく、外部の評価委員会を設置するために必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 名称は、国際日本文化研究センター機関拠点型基幹研究プロジェクト外部評価委員会(以下「委員会」という。)とする。

(任務)

第3条 委員会は、国際日本文化研究センター所長(以下「所長」という。)の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター(以下「推進センター」という。)が定めた評価観点に基づき、大衆文化研究PJに係る年次点検に関すること。
- (2) 大衆文化研究PJに係る年次計画に関すること。
- (3) その他大衆文化研究PJに関する外部評価に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、外部の有識者5名以内で組織し、所長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 第3条に掲げる任務を遂行するため、委員長が必要と認めるときは、国際日本文化研究センター教職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(外部評価結果の公表)

第9条 所長は、年次点検・外部評価を受けた場合は、報告書として推進センター長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成29年12月7日から施行する。

2 この要項の施行日以降最初の委員に係る任期は第5条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。